

むかわ町地域防災計画（本 編）新旧対照表

頁	現 行 (令和7年6月)	修 正 (令和8年7月予定)	修正理由																
	用 語 例 <table><tr><td>標 記</td><td>説 明</td></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>要配慮者</td><td>高齢者、障がい者、乳幼児その他の災害時に特に配慮を要する者</td></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr></table>	標 記	説 明	(略)		要配慮者	高齢者、障がい者、乳幼児その他の災害時に特に配慮を要する者	(略)		用 語 例 <table><tr><td>標 記</td><td>説 明</td></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>要配慮者</td><td>高齢者、障がい者、乳幼児その他の災害時に特に配慮を要する者(妊産婦、傷病者、難病患者、外国人、性的マイノリティ等)</td></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr></table>	標 記	説 明	(略)		要配慮者	高齢者、障がい者、乳幼児その他の災害時に特に配慮を要する者(妊産婦、傷病者、難病患者、外国人、性的マイノリティ等)	(略)		北海道版避難所マニュアルとの整合を図る修正
標 記	説 明																		
(略)																			
要配慮者	高齢者、障がい者、乳幼児その他の災害時に特に配慮を要する者																		
(略)																			
標 記	説 明																		
(略)																			
要配慮者	高齢者、障がい者、乳幼児その他の災害時に特に配慮を要する者(妊産婦、傷病者、難病患者、外国人、性的マイノリティ等)																		
(略)																			
1	第1章 総 則 第1節 目的 この計画は、災害対策基本法（昭和36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、むかわ町防災会議が作成する計画であり、むかわ町の地域において、予防、応急及び復旧等の災害対策を実施するにあたり、防災関係各機関が、その機能の全てをあげて町民をはじめ観光客や外国人等、むかわ町に滞在するあらゆる人々の生命、身体及び財産を災害等から保護するため、次の事項を定め、本町における防災の万全を期することを目的とする。	第1章 総 則 第1節 目的 この計画は、災害対策基本法（昭和36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、むかわ町防災会議が作成する計画であり、むかわ町の地域において、予防、応急及び復旧・復興の災害対策を実施するにあたり、防災関係各機関が、その機能の全てをあげて町民をはじめ観光客や外国人等、むかわ町に滞在するあらゆる人々の生命、身体及び財産を災害等から保護するため、次の事項を定め、本町における防災の万全を期することを目的とする。	北海道地域防災計画の修正に伴う修正																
2	第3節 計画推進に当たっての基本となる事項 (略) 5 災害対策に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を図らなければならない。	第3節 計画推進に当たっての基本となる事項 (略) 5 災害対策に当たる職員等の過剰勤務抑制、健康管理、感染症対策の徹底や、避難所のプライバシー確保や過密抑制など避難所における避難生活の質の向上の観点を取り入れた防災対策の推進を図らなければならない。	避難所に関する取組指針・ガイドライン等を踏まえた修正																
5	第5節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大 (略) 8 指定公共機関 <table><tr><td>機 関 名</td><td>事 務 又 は 業 務</td></tr><tr><td>東日本電信電話株式会社 北海道事業部北海道南支店 苫小牧営業支店</td><td>(略)</td></tr></table>	機 関 名	事 務 又 は 業 務	東日本電信電話株式会社 北海道事業部北海道南支店 苫小牧営業支店	(略)	第5節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 (略) 8 指定公共機関 <table><tr><td>機 関 名</td><td>事 務 又 は 業 務</td></tr><tr><td>NTT東日本株式会社北海道南支店 苫小牧営業支店</td><td>(略)</td></tr></table>	機 関 名	事 務 又 は 業 務	NTT東日本株式会社北海道南支店 苫小牧営業支店	(略)	社名変更に伴う修正								
機 関 名	事 務 又 は 業 務																		
東日本電信電話株式会社 北海道事業部北海道南支店 苫小牧営業支店	(略)																		
機 関 名	事 務 又 は 業 務																		
NTT東日本株式会社北海道南支店 苫小牧営業支店	(略)																		
7	第6節 道民及び事業者の基本的責務等 (略) 第1 町民の責務 町民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に立ち、平常時から、防災に関する知識の習得や食品、飲料水をはじめとする生活必需物資の備蓄など、自ら災害に対する備えを行うとともに、一般的に自分は大丈夫という思い込み（正常性バイアス）が働くことを自覚しながら、防災訓練など自発的な防災活動への参加や災害教訓の伝承に努めるものとする。 (略) 2 災害時の対策 (新設) (1) 地域における被災状況の把握 (2) 近隣の負傷者や避難行動要支援者に対する救助・支援 (3) 初期消火活動等の応急対策 (4) 避難所での自主的活動や住民が主体となった避難所運営体制の構築 (5) 道・市町村・防災関係機関の活動への協力 (6) 自主防災組織の活動 (7) インターネット上における真偽の不確かな情報の拡散防止	第6節 道民及び事業者の基本的責務等 (略) 第1 町民の責務 町民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に立ち、平常時から、防災に関する知識の習得や食品、飲料水をはじめとする生活必需物資の備蓄など、自ら災害に対する備えを行うとともに、一般的に自分は大丈夫という思い込み（正常性バイアス）が働くことを自覚しながら、防災訓練など自発的な防災活動への参加や防災教育等により、災害教訓の伝承に努めるものとする。 (略) 2 災害時の対策 (1) 避難指示等を踏まえた迅速かつ安全な避難 (2) 地域における被災状況の把握 (3) 近隣の負傷者や避難行動要支援者に対する救助・支援 (4) 初期消火活動等の応急対策 (5) 避難所での自主的活動や住民が主体となった避難所運営体制の構築 (6) 道・市町村・防災関係機関の活動への協力 (7) 自主防災組織の活動 (8) インターネット上における真偽の不確かな情報の拡散防止	北海道地域防災計画の修正に伴う修正																

むかわ町地域防災計画（本 編）新旧対照表

頁	現 行 (令和7年6月)	修 正 (令和8年7月予定)	修正理由								
13	(略) 第2 応急活動体制 (略) 2 町災害対策本部 (1) 災害対策本部 ① 設置 本部は、基本法第23条の2の規定及び同条の規定により定める町災害対策本部条例に基づき、災害・事故が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、次の設置基準の一に該当し、町長が必要と認めるときに設置する。 <table><tr><th colspan="2">災害対策本部設置基準</th></tr><tr><td>風水害</td><td> ・特別警報（大雨・暴風・高潮・波浪）が発表されたとき。 ・土砂災害警戒情報（危険度分布）で「危険」（紫）が発表されたとき。 ・大雨警報（土砂災害）、洪水警報又はキキクル（危険度分布）で「警戒」（赤）が発表されたとき。 ・高潮注意報が発表され高潮警報に変わる可能性が高いとき、又は高潮警報が発表されたとき。 ・指定河川洪水予報（氾濫警戒情報）が発表される見込みのとき。 ・多くの住家又は人的被害が発生し、又は発生するおそれがあり、被害の拡大が予想されるとき。 ・多くの地域で孤立集落、避難者等が発生し、応急対策が必要なとき。 ・多くの交通機関の障害又は生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき。 </td></tr></table>	災害対策本部設置基準		風水害	・特別警報（大雨・暴風・高潮・波浪）が発表されたとき。 ・土砂災害警戒情報（危険度分布）で「危険」（紫）が発表されたとき。 ・大雨警報（土砂災害）、洪水警報又はキキクル（危険度分布）で「警戒」（赤）が発表されたとき。 ・高潮注意報が発表され高潮警報に変わる可能性が高いとき、又は高潮警報が発表されたとき。 ・指定河川洪水予報（氾濫警戒情報）が発表される見込みのとき。 ・多くの住家又は人的被害が発生し、又は発生するおそれがあり、被害の拡大が予想されるとき。 ・多くの地域で孤立集落、避難者等が発生し、応急対策が必要なとき。 ・多くの交通機関の障害又は生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき。	(略) 第2 応急活動体制 (略) 2 町災害対策本部 (1) 災害対策本部 ① 設置 本部は、基本法第23条の2の規定及び同条の規定により定める町災害対策本部条例に基づき、災害・事故が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、次の設置基準の一に該当し、町長が必要と認めるときに設置する。 <table><tr><th colspan="2">災害対策本部設置基準</th></tr><tr><td>風水害</td><td> ・レベル5特別警報（氾濫・大雨・土砂災害・高潮）が発表されたとき。 ・レベル4危険警報（氾濫・大雨・土砂災害・高潮）が発表されたとき。 ・レベル3警報（氾濫・大雨・土砂災害・高潮）が発表されたとき。 ・レベル2高潮注意法が発表されレベル3高潮警報に変わる可能性が高いとき ・特別警報（暴風・波浪）が発表されたとき。 ・多くの住家又は人的被害が発生し、又は発生するおそれがあり、被害の拡大が予想されるとき。 ・多くの地域で孤立集落、避難者等が発生し、応急対策が必要なとき。 ・多くの交通機関の障害又は生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき。 </td></tr></table>	災害対策本部設置基準		風水害	・レベル5特別警報（氾濫・大雨・土砂災害・高潮）が発表されたとき。 ・レベル4危険警報（氾濫・大雨・土砂災害・高潮）が発表されたとき。 ・レベル3警報（氾濫・大雨・土砂災害・高潮）が発表されたとき。 ・レベル2高潮注意法が発表されレベル3高潮警報に変わる可能性が高いとき ・特別警報（暴風・波浪）が発表されたとき。 ・多くの住家又は人的被害が発生し、又は発生するおそれがあり、被害の拡大が予想されるとき。 ・多くの地域で孤立集落、避難者等が発生し、応急対策が必要なとき。 ・多くの交通機関の障害又は生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき。	新たな防災気象情報に併せた修正
災害対策本部設置基準											
風水害	・特別警報（大雨・暴風・高潮・波浪）が発表されたとき。 ・土砂災害警戒情報（危険度分布）で「危険」（紫）が発表されたとき。 ・大雨警報（土砂災害）、洪水警報又はキキクル（危険度分布）で「警戒」（赤）が発表されたとき。 ・高潮注意報が発表され高潮警報に変わる可能性が高いとき、又は高潮警報が発表されたとき。 ・指定河川洪水予報（氾濫警戒情報）が発表される見込みのとき。 ・多くの住家又は人的被害が発生し、又は発生するおそれがあり、被害の拡大が予想されるとき。 ・多くの地域で孤立集落、避難者等が発生し、応急対策が必要なとき。 ・多くの交通機関の障害又は生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき。										
災害対策本部設置基準											
風水害	・レベル5特別警報（氾濫・大雨・土砂災害・高潮）が発表されたとき。 ・レベル4危険警報（氾濫・大雨・土砂災害・高潮）が発表されたとき。 ・レベル3警報（氾濫・大雨・土砂災害・高潮）が発表されたとき。 ・レベル2高潮注意法が発表されレベル3高潮警報に変わる可能性が高いとき ・特別警報（暴風・波浪）が発表されたとき。 ・多くの住家又は人的被害が発生し、又は発生するおそれがあり、被害の拡大が予想されるとき。 ・多くの地域で孤立集落、避難者等が発生し、応急対策が必要なとき。 ・多くの交通機関の障害又は生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき。										
16	5 町職員の動員配備 (1) 配備基準等 配備基準等は、別表第3のとおりとする。 (2) 職員の配備体制 <table><tr><th>体制</th><th>職員の配備体制等</th></tr><tr><td>第1非常配備体制</td><td> ① 第1非常配備要員は、配備基準に該当する災害等が発生したときは、直ちに配備体制につく。 ② 第1非常配備に関わる指揮監督は、各部長が行う。 </td></tr></table>	体制	職員の配備体制等	第1非常配備体制	① 第1非常配備要員は、配備基準に該当する災害等が発生したときは、直ちに配備体制につく。 ② 第1非常配備に関わる指揮監督は、各部長が行う。	5 町職員の動員配備 (1) 配備基準等 配備基準等は、別表第3のとおりとする。 (2) 職員の配備体制 <table><tr><th>体制</th><th>職員の配備体制等</th></tr><tr><td>第1非常配備体制</td><td> ① 第1非常配備要員は、配備基準に該当する災害等が発生したときは、直ちに配備体制につく。 ② 第1非常配備に関わる指揮監督は、町長（副町長）又は各部長が行う。 </td></tr></table>	体制	職員の配備体制等	第1非常配備体制	① 第1非常配備要員は、配備基準に該当する災害等が発生したときは、直ちに配備体制につく。 ② 第1非常配備に関わる指揮監督は、町長（副町長）又は各部長が行う。	町の配備体制変更に伴う修正
体制	職員の配備体制等										
第1非常配備体制	① 第1非常配備要員は、配備基準に該当する災害等が発生したときは、直ちに配備体制につく。 ② 第1非常配備に関わる指揮監督は、各部長が行う。										
体制	職員の配備体制等										
第1非常配備体制	① 第1非常配備要員は、配備基準に該当する災害等が発生したときは、直ちに配備体制につく。 ② 第1非常配備に関わる指揮監督は、町長（副町長）又は各部長が行う。										

むかわ町地域防災計画（本 編）新旧対照表

頁	現 行 (令和7年6月)	修 正 (令和8年7月予定)	修正理由																																						
20	別表第3 非常配備体制の発令基準 <table> <tr> <th colspan="2">区分・体制</th><th>配備基準</th><th>配備人員</th></tr> <tr> <td rowspan="2">災害対策本部設置前</td><td>警戒体制</td><td> 1 大雨注意報又は洪水注意報が発表され、町内に相当な降雨が予想されるとき 2 高潮注意報が発表されたとき 3 水防団待機水位に到達したとき </td><td> 広報防災対策室長、穂別総括部長及び副部長があたるものとする。 </td></tr> <tr> <td>第1非常配備</td><td> 1 キキクル(危険度分布)で「注意」(黄)が発表されたとき 2 氾濫注意水位を越え、氾濫注意情報が発表される見込みのとき </td><td> 広報防災対策室、総括部、応急対策部長及び所要の応急対策部員をもってあたるもので、状況により更に次の配備体制に円滑に移行できる体制とする。 </td></tr> <tr> <td>災害対策本部〔縮小〕設置</td><td>第2非常配備</td><td> 1 大雨警報(土砂災害)、洪水警報又はキキクル(危険度分布)で「警戒」(赤)が発表されたとき 2 高潮注意報が発表され、高潮警報に変わる可能性が高いとき 3 避難判断水位を越え、氾濫警戒情報が発表される見込みのとき </td><td> 各室・部で所要の人員をもって班行動をとり、災害の発生とともに、直ちに災害応急活動ができる体制とする。 </td></tr> <tr> <td>災害対策本部設置</td><td>第3非常配備</td><td> 1 土砂災害警戒情報又はキキクル(危険度分布)で「危険」(紫)が発表されたとき 2 高潮警報又は高潮特別警報が発表され、被害の可能性があるとき 3 氾濫危険水位を越え、氾濫危険情報が発表される見込みのとき </td><td> 災害対策本部の全員をもって班行動をとり、状況によりそれぞれの災害応急活動ができる体制とする。 </td></tr> </table>	区分・体制		配備基準	配備人員	災害対策本部設置前	警戒体制	1 大雨注意報又は洪水注意報が発表され、町内に相当な降雨が予想されるとき 2 高潮注意報が発表されたとき 3 水防団待機水位に到達したとき	広報防災対策室長、穂別総括部長及び副部長があたるものとする。	第1非常配備	1 キキクル(危険度分布)で「注意」(黄)が発表されたとき 2 氾濫注意水位を越え、氾濫注意情報が発表される見込みのとき	広報防災対策室、総括部、応急対策部長及び所要の応急対策部員をもってあたるもので、状況により更に次の配備体制に円滑に移行できる体制とする。	災害対策本部〔縮小〕設置	第2非常配備	1 大雨警報(土砂災害)、洪水警報又はキキクル(危険度分布)で「警戒」(赤)が発表されたとき 2 高潮注意報が発表され、高潮警報に変わる可能性が高いとき 3 避難判断水位を越え、氾濫警戒情報が発表される見込みのとき	各室・部で所要の人員をもって班行動をとり、災害の発生とともに、直ちに災害応急活動ができる体制とする。	災害対策本部設置	第3非常配備	1 土砂災害警戒情報又はキキクル(危険度分布)で「危険」(紫)が発表されたとき 2 高潮警報又は高潮特別警報が発表され、被害の可能性があるとき 3 氾濫危険水位を越え、氾濫危険情報が発表される見込みのとき	災害対策本部の全員をもって班行動をとり、状況によりそれぞれの災害応急活動ができる体制とする。	別表第3 非常配備体制の発令基準 <table> <tr> <th colspan="2">区分・体制</th><th>配備基準</th><th>配備人員</th></tr> <tr> <td rowspan="2">災害対策本部設置前</td><td>警戒体制</td><td> 1 レベル2大雨注意報又は氾濫注意法が発表され、町内に相当な降雨が予想されるとき 2 レベル2高潮注意報が発表されたとき 3 水防団待機水位に到達したとき </td><td> 広報防災対策室長、穂別総括部長及び副部長があたるものとする。 </td></tr> <tr> <td>第1非常配備</td><td> 1 レベル2土砂災害注意報が発表されたとき 2 氾濫注意水位を越え、レベル2氾濫注意報が発表される見込みのとき </td><td> 広報防災対策室、総括部、応急対策部をもってあたる。ただし状況により町長が必要と認めた場合は住民対策部も配備する。。 </td></tr> <tr> <td>災害対策本部〔縮小〕設置</td><td>第2非常配備</td><td> 1 レベル3(河川氾濫・大雨・土砂災害・高潮)警報が発表されたとき、又は発表される見込みのとき 2 避難判断水位を越え、氾濫警報が発表される見込みのとき </td><td> 各室・部で所要の人員をもって班行動をとり、災害の発生とともに、直ちに災害応急活動ができる体制とする。 </td></tr> <tr> <td>災害対策本部設置</td><td>第3非常配備</td><td> 1 レベル4(河川氾濫・大雨・土砂災害)危険警報が発表されたとき 2 高潮危険警報又は高潮特別警報が発表され、被害の可能性があるとき 3 氾濫危険水位を越え、氾濫危険情報が発表される見込みのとき </td><td> 災害対策本部の全員をもって班行動をとり、状況によりそれぞれの災害応急活動ができる体制とする。 </td></tr> </table>	区分・体制		配備基準	配備人員	災害対策本部設置前	警戒体制	1 レベル2大雨注意報又は氾濫注意法が発表され、町内に相当な降雨が予想されるとき 2 レベル2高潮注意報が発表されたとき 3 水防団待機水位に到達したとき	広報防災対策室長、穂別総括部長及び副部長があたるものとする。	第1非常配備	1 レベル2土砂災害注意報が発表されたとき 2 氾濫注意水位を越え、レベル2氾濫注意報が発表される見込みのとき	広報防災対策室、総括部、応急対策部をもってあたる。ただし状況により町長が必要と認めた場合は住民対策部も配備する。。	災害対策本部〔縮小〕設置	第2非常配備	1 レベル3(河川氾濫・大雨・土砂災害・高潮)警報が発表されたとき、又は発表される見込みのとき 2 避難判断水位を越え、氾濫警報が発表される見込みのとき	各室・部で所要の人員をもって班行動をとり、災害の発生とともに、直ちに災害応急活動ができる体制とする。	災害対策本部設置	第3非常配備	1 レベル4(河川氾濫・大雨・土砂災害)危険警報が発表されたとき 2 高潮危険警報又は高潮特別警報が発表され、被害の可能性があるとき 3 氾濫危険水位を越え、氾濫危険情報が発表される見込みのとき	災害対策本部の全員をもって班行動をとり、状況によりそれぞれの災害応急活動ができる体制とする。	新たな防災気象情報に併せた修正
区分・体制		配備基準	配備人員																																						
災害対策本部設置前	警戒体制	1 大雨注意報又は洪水注意報が発表され、町内に相当な降雨が予想されるとき 2 高潮注意報が発表されたとき 3 水防団待機水位に到達したとき	広報防災対策室長、穂別総括部長及び副部長があたるものとする。																																						
	第1非常配備	1 キキクル(危険度分布)で「注意」(黄)が発表されたとき 2 氾濫注意水位を越え、氾濫注意情報が発表される見込みのとき	広報防災対策室、総括部、応急対策部長及び所要の応急対策部員をもってあたるもので、状況により更に次の配備体制に円滑に移行できる体制とする。																																						
災害対策本部〔縮小〕設置	第2非常配備	1 大雨警報(土砂災害)、洪水警報又はキキクル(危険度分布)で「警戒」(赤)が発表されたとき 2 高潮注意報が発表され、高潮警報に変わる可能性が高いとき 3 避難判断水位を越え、氾濫警戒情報が発表される見込みのとき	各室・部で所要の人員をもって班行動をとり、災害の発生とともに、直ちに災害応急活動ができる体制とする。																																						
災害対策本部設置	第3非常配備	1 土砂災害警戒情報又はキキクル(危険度分布)で「危険」(紫)が発表されたとき 2 高潮警報又は高潮特別警報が発表され、被害の可能性があるとき 3 氾濫危険水位を越え、氾濫危険情報が発表される見込みのとき	災害対策本部の全員をもって班行動をとり、状況によりそれぞれの災害応急活動ができる体制とする。																																						
区分・体制		配備基準	配備人員																																						
災害対策本部設置前	警戒体制	1 レベル2大雨注意報又は氾濫注意法が発表され、町内に相当な降雨が予想されるとき 2 レベル2高潮注意報が発表されたとき 3 水防団待機水位に到達したとき	広報防災対策室長、穂別総括部長及び副部長があたるものとする。																																						
	第1非常配備	1 レベル2土砂災害注意報が発表されたとき 2 氾濫注意水位を越え、レベル2氾濫注意報が発表される見込みのとき	広報防災対策室、総括部、応急対策部をもってあたる。ただし状況により町長が必要と認めた場合は住民対策部も配備する。。																																						
災害対策本部〔縮小〕設置	第2非常配備	1 レベル3(河川氾濫・大雨・土砂災害・高潮)警報が発表されたとき、又は発表される見込みのとき 2 避難判断水位を越え、氾濫警報が発表される見込みのとき	各室・部で所要の人員をもって班行動をとり、災害の発生とともに、直ちに災害応急活動ができる体制とする。																																						
災害対策本部設置	第3非常配備	1 レベル4(河川氾濫・大雨・土砂災害)危険警報が発表されたとき 2 高潮危険警報又は高潮特別警報が発表され、被害の可能性があるとき 3 氾濫危険水位を越え、氾濫危険情報が発表される見込みのとき	災害対策本部の全員をもって班行動をとり、状況によりそれぞれの災害応急活動ができる体制とする。																																						

むかわ町地域防災計画（本 編）新旧対照表

頁	現 行 (令和7年6月)	修 正 (令和8年7月予定)	修正理由																																										
21	第2節 気象業務に関する計画 (略) 第1 気象等に関する特別警報・警報・注意報、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報及び火災気象通報 気象等に関する特別警報・警報・注意報、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報並びに火災気象通報の発表、伝達等は、気象業務法(昭和27年法律第165号)、水防法(昭和24年法律第193号)、消防法(昭和23年法律第186号)、及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)の規定に基づき行うもので、特別警報・警報・注意報等の種類、発表基準、発表方法、伝達方法等は次によるものとする。 1 気象等に関する特別警報・警報・注意報の種類、発表基準及び伝達 (1) 種類及び発表基準 ① 気象等に関する特別警報 予想される現象が特に異常であるため重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報。発表は市町村単位で発表される(一部の市町村は分割)。 <table><tr><th>種類</th><th>概要</th></tr><tr><td>大雨特別警報</td><td>大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</td></tr><tr><td>暴風特別警報</td><td>暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。</td></tr><tr><td>高潮特別警報</td><td>台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</td></tr><tr><td>波浪特別警報</td><td>高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。</td></tr><tr><td>大雪特別警報</td><td>大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。</td></tr><tr><td>暴風雪特別警報</td><td>雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。</td></tr></table> ※ 土砂崩れの特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報(土砂災害)」として発表される。 ② 気象等に関する警報・注意報 ア 気象警報 <table><tr><th>種類</th><th>概要</th></tr><tr><td>大雨警報</td><td>大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報(土砂災害)は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。</td></tr><tr><td>大雪警報</td><td>大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td></tr><tr><td>暴風警報</td><td>暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表</td></tr></table>	種類	概要	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。	種類	概要	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報(土砂災害)は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表	第2節 気象業務に関する計画 (略) 第1 気象等に関する特別警報・危険警報・警報・注意報、指定河川洪水予報及び火災気象通報 気象等に関する特別警報・危険警報・警報・注意報、指定河川洪水予報並びに火災気象通報の発表、伝達等は、気象業務法(昭和27年法律第165号)、水防法(昭和24年法律第193号)、消防法(昭和23年法律第186号)、及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)の規定に基づき行うもので、特別警報・危険警報・警報・注意報等の種類、発表基準、発表方法、伝達方法等は次によるものとする 1 気象等に関する特別警報・警報・注意報の種類、発表基準及び伝達 (1) 種類及び発表基準 ① 気象等の特別警報の種類と内容 特別警報とは、予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい旨を警告して行う予報です。 <table><tr><td>レベル5 氾濫特別警報</td><td>レベル5 氾濫特別警報は、台風や集中豪雨等により河川の氾濫の起こるおそれが著しく大きくなることが予想される場合に発表します。※</td></tr><tr><td>レベル5 大雨特別警報</td><td>レベル5 大雨特別警報は、台風や集中豪雨等により浸水害の起こるおそれが著しく大きい降雨量に相当する大雨が予想される場合に発表します。</td></tr><tr><td>レベル5 土砂災害特別警報</td><td>レベル5 土砂災害特別警報は、台風や集中豪雨等により土砂崩れの起こるおそれが著しく大きい降雨量に相当する大雨が予想される場合に発表します。</td></tr><tr><td>レベル5 高潮特別警報</td><td>レベル5 高潮特別警報は、台風や温帯低気圧等に伴う海面の異常上昇により浸水害の起こるおそれが著しく大きくなることが予想される場合に発表します。</td></tr><tr><td>大雪特別警報</td><td>大雪特別警報は、数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合に発表します。</td></tr><tr><td>暴風特別警報</td><td>暴風特別警報は、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合に発表します。</td></tr><tr><td>暴風雪特別警報</td><td>暴風雪特別警報は、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合に発表します。</td></tr><tr><td>波浪特別警報</td><td>波浪特別警報は、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合に発表します。</td></tr></table> ② 気象等の危険警報・警報・注意法の種類と内容 ア 危険警報とは、重大な災害が起こるおそれが大きい危険な状況である旨を警告して行う予報です。 <table><tr><td>レベル4 氾濫危険警報</td><td>レベル4 氾濫危険警報は、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれる場合や、氾濫危険水位に到達した場合に発表します。</td></tr><tr><td>レベル4 大雨危険警報</td><td>レベル4 大雨危険警報は、表面雨量指数がレベル4 大雨危険警報の対象となる1km格子において、レベル4 大雨危険警報の基準値に到達することが予想される場合や、流域雨量指数がレベル4 大雨危険警報の対象となる河川の1km格子において、レベル4 大雨危険警報の基準値に到達することが予想される場合に発表します。</td></tr></table>	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 氾濫特別警報は、台風や集中豪雨等により河川の氾濫の起こるおそれが著しく大きくなることが予想される場合に発表します。※	レベル5 大雨特別警報	レベル5 大雨特別警報は、台風や集中豪雨等により浸水害の起こるおそれが著しく大きい降雨量に相当する大雨が予想される場合に発表します。	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 土砂災害特別警報は、台風や集中豪雨等により土砂崩れの起こるおそれが著しく大きい降雨量に相当する大雨が予想される場合に発表します。	レベル5 高潮特別警報	レベル5 高潮特別警報は、台風や温帯低気圧等に伴う海面の異常上昇により浸水害の起こるおそれが著しく大きくなることが予想される場合に発表します。	大雪特別警報	大雪特別警報は、数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合に発表します。	暴風特別警報	暴風特別警報は、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合に発表します。	暴風雪特別警報	暴風雪特別警報は、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合に発表します。	波浪特別警報	波浪特別警報は、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合に発表します。	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 氾濫危険警報は、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれる場合や、氾濫危険水位に到達した場合に発表します。	レベル4 大雨危険警報	レベル4 大雨危険警報は、表面雨量指数がレベル4 大雨危険警報の対象となる1km格子において、レベル4 大雨危険警報の基準値に到達することが予想される場合や、流域雨量指数がレベル4 大雨危険警報の対象となる河川の1km格子において、レベル4 大雨危険警報の基準値に到達することが予想される場合に発表します。	新たな防災気象情報変更に併せた修正 新たな防災気象情報変更に併せた修正 新たな防災気象情報変更に併せた修正
種類	概要																																												
大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。																																												
暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。																																												
高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。																																												
波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。																																												
大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。																																												
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。																																												
種類	概要																																												
大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報(土砂災害)は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。																																												
大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																																												
暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表																																												
レベル5 氾濫特別警報	レベル5 氾濫特別警報は、台風や集中豪雨等により河川の氾濫の起こるおそれが著しく大きくなることが予想される場合に発表します。※																																												
レベル5 大雨特別警報	レベル5 大雨特別警報は、台風や集中豪雨等により浸水害の起こるおそれが著しく大きい降雨量に相当する大雨が予想される場合に発表します。																																												
レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 土砂災害特別警報は、台風や集中豪雨等により土砂崩れの起こるおそれが著しく大きい降雨量に相当する大雨が予想される場合に発表します。																																												
レベル5 高潮特別警報	レベル5 高潮特別警報は、台風や温帯低気圧等に伴う海面の異常上昇により浸水害の起こるおそれが著しく大きくなることが予想される場合に発表します。																																												
大雪特別警報	大雪特別警報は、数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合に発表します。																																												
暴風特別警報	暴風特別警報は、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合に発表します。																																												
暴風雪特別警報	暴風雪特別警報は、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合に発表します。																																												
波浪特別警報	波浪特別警報は、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合に発表します。																																												
レベル4 氾濫危険警報	レベル4 氾濫危険警報は、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれる場合や、氾濫危険水位に到達した場合に発表します。																																												
レベル4 大雨危険警報	レベル4 大雨危険警報は、表面雨量指数がレベル4 大雨危険警報の対象となる1km格子において、レベル4 大雨危険警報の基準値に到達することが予想される場合や、流域雨量指数がレベル4 大雨危険警報の対象となる河川の1km格子において、レベル4 大雨危険警報の基準値に到達することが予想される場合に発表します。																																												

むかわ町地域防災計画（本 編）新旧対照表

頁	現 行 (令和7年6月)		修 正 (令和8年7月予定)		修正理由
22					新たな防災気象情報変更に併せた修正
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 土砂災害危険警報は、60 分雨量及び土壌雨量指数の組み合わせがレベル4 土砂災害危険警報の基準値に到達することが予想される場合（おおむね2時間先までに基準値に到達することが予想される場合）に発表します。	
	イ 気象注意報		イ 警報とは、重大な災害が起こるおそれのあるときに警戒を呼びかけて行う予報です。		新たな防災気象情報変更に併せた修正
	種類	概要	レベル3 氾濫警報	レベル3 氾濫警報は、氾濫危険水位に到達することが見込まれる場合や、避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表します。	
	大雨注意報	大雨による土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。雨が止んでも、土砂災害等のおそれが残っている場合には発表を継続する。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。	レベル3 大雨警報	レベル3 大雨警報は、表面雨量指数、流域雨量指数またはその両方を組み合わせた基準のいずれかがレベル3 大雨警報の基準値に到達することが予想される場合に発表します。	
	大雪注意報	降雪や積雪による住家等の被害や交通障害など、大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	レベル3 土砂災害警報	レベル3 土砂災害警報は、60 分雨量及び土壌雨量指数の組み合わせがレベル4 土砂災害危険警報の基準値に到達することが予想される場合（おおむね3～6時間先に基準値に到達することが予想される場合）に発表します。	
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	レベル3 高潮警報	レベル3 高潮警報は、水位又は潮位がレベル4 高潮危険警報の基準値に到達することが予想される場合に発表（基準値に到達することが予想される場合に、おおむね1 2時間前までに発表）します。	
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。強風による災害のおそれに加え、強風で雪が舞って視界が遮られることによる災害のおそれについても注意を呼びかける。ただし、「大雪＋強風」の意味ではなく、大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときには大雪注意報が発表される。	大雪警報	大雪警報は、降雪や積雪による住家等の被害や交通障害など、大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。	
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる災害として、濃い霧により見通しが悪くなることによる交通傷害等の災害があげられる。	暴風警報	暴風警報は、暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。	
	雷注意報	落雷のほか、急な強い雨、竜巻等の突風、降ひょうといった積乱雲の発達に伴い発生する激しい気象現象による人や建物への被害により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	暴風雪警報	暴風雪警報は、雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。暴風による重大な災害のおそれに加え、暴風で雪が舞って視界が遮られることによる重大な災害のおそれについても警戒を呼びかけます。ただし「大雪＋暴風」の意味ではなく、大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときには大雪警報を発表します。	
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、大気の乾燥により火災・延焼等が発生する危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。	波浪警報	波浪警報は、高波による遭難や沿岸施設の被害など、重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。	
	なだれ注意報	「なだれ」による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。山などの斜面に積もった雪が崩落することによる人や建物の被害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。			
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、水蒸気や水しぶきの付着・凍結による通信線・送電線の断線、船体着氷による転覆・水没等の被害が発生するおそれのあるときに発表される。			
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、雪が付着することによる電線等の断線や送電鉄塔等の倒壊等の被害が発生する（気温 0℃付近で発生しやすい）おそれのあるときに発表される。			
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、積雪が融解することによる土砂災害や浸水害が発生するおそれがあるとときに発表される。			
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、春・秋に気温が下がって霜が発生することによる農作物や果実の被害が発生するおそれのあるときに発表される。			

むかわ町地域防災計画（本 編）新旧対照表

頁	現 行 (令和7年6月)		修 正 (令和8年7月予定)		修正理由																																		
22	低温注意報 低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物への著しい被害や、水道管の凍結や破裂による著しい被害の発生するおそれがあると発表される。				新たな防災気象情報変更に併せた修正																																		
23	ウ 高潮警報及び注意報 <table><tr><th>種類</th><th>概要</th></tr><tr><td>高潮警報</td><td>台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</td></tr><tr><td>高潮注意報</td><td>台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</td></tr></table>	種類	概要	高潮警報		台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。		ウ 注意報とは、災害が起こるおそれのあるときに注意を呼びかけて行う予報です。 <table><tr><td>レベル2 氾濫注意報</td><td>レベル2 氾濫注意報は、氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合や、避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれない場合に発表します。</td></tr><tr><td>レベル2 大雨注意報</td><td>レベル2 大雨注意報は、表面雨量指数、流域雨量指数またはその両方を組み合わせた基準のいずれかがレベル2 大雨注意報の基準値に到達することが予想される場合に発表します。</td></tr><tr><td>レベル2 土砂災害注意報</td><td>レベル2 土砂災害注意報は、60 分雨量及び土壌雨量指数の組み合わせがレベル2 土砂災害注意報の基準値に到達することが予想される場合に発表します。</td></tr><tr><td>レベル2 高潮注意報</td><td>レベル2 高潮注意報は、水位又は潮位がレベル4 高潮危険警報の基準値に到達することが予想される場合に発表（基準値に到達することが予想される場合に、おおむね18時間前までに発表）します。</td></tr><tr><td>大雪注意報</td><td>大雪注意報は、降雪や積雪による住家等の被害や交通障害など、大雪により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。</td></tr><tr><td>強風注意報</td><td>強風注意報は、強風により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。</td></tr><tr><td>風雪注意報</td><td>風雪注意報は、雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。強風による災害のおそれに加え、強風で雪が舞って視界が遮られることによる災害のおそれについても注意を呼びかけます。ただし「大雪＋強風」の意味ではなく、大雪により災害が発生するおそれがあると予想したときには大雪注意報を発表します。</td></tr><tr><td>波浪注意報</td><td>波浪注意報は、高波による遭難や沿岸施設の被害など、災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。</td></tr><tr><td>雷注意報</td><td>雷注意報は、落雷のほか、急な強い雨、竜巻等の突風、降ひょうといった積乱雲の発達に伴い発生する激しい気象現象による人や建物への被害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。</td></tr><tr><td>濃霧注意報</td><td>濃霧注意報は、濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。対象となる災害として、濃い霧により見通しが悪くなることによる交通障害等の災害があげられます。</td></tr><tr><td>乾燥注意報</td><td>乾燥注意報は、空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。具体的には、大気の乾燥により火災・延焼等が発生する危険が大きい気象条件を予想した場合に発表します。</td></tr><tr><td>なだれ注意報</td><td>なだれ注意報はなだれによる災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。山などの斜面に積もった雪が崩落することによる人や建物の被害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。</td></tr><tr><td>着氷注意報</td><td>着氷注意報は、著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。具体的には、水蒸気や水しぶきの付着・凍結による通信線・送電線の断線、船体着氷による転覆・沈没等の被害が発生するおそれのあるときに発表します。</td></tr><tr><td>着雪注意報</td><td>着雪注意報は、著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。具体的には、雪が付着することによる電線等の断線</td></tr></table>		レベル2 氾濫注意報	レベル2 氾濫注意報は、氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合や、避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれない場合に発表します。	レベル2 大雨注意報	レベル2 大雨注意報は、表面雨量指数、流域雨量指数またはその両方を組み合わせた基準のいずれかがレベル2 大雨注意報の基準値に到達することが予想される場合に発表します。	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 土砂災害注意報は、60 分雨量及び土壌雨量指数の組み合わせがレベル2 土砂災害注意報の基準値に到達することが予想される場合に発表します。	レベル2 高潮注意報	レベル2 高潮注意報は、水位又は潮位がレベル4 高潮危険警報の基準値に到達することが予想される場合に発表（基準値に到達することが予想される場合に、おおむね18時間前までに発表）します。	大雪注意報	大雪注意報は、降雪や積雪による住家等の被害や交通障害など、大雪により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。	強風注意報	強風注意報は、強風により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。	風雪注意報	風雪注意報は、雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。強風による災害のおそれに加え、強風で雪が舞って視界が遮られることによる災害のおそれについても注意を呼びかけます。ただし「大雪＋強風」の意味ではなく、大雪により災害が発生するおそれがあると予想したときには大雪注意報を発表します。	波浪注意報	波浪注意報は、高波による遭難や沿岸施設の被害など、災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。	雷注意報	雷注意報は、落雷のほか、急な強い雨、竜巻等の突風、降ひょうといった積乱雲の発達に伴い発生する激しい気象現象による人や建物への被害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。	濃霧注意報	濃霧注意報は、濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。対象となる災害として、濃い霧により見通しが悪くなることによる交通障害等の災害があげられます。	乾燥注意報	乾燥注意報は、空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。具体的には、大気の乾燥により火災・延焼等が発生する危険が大きい気象条件を予想した場合に発表します。	なだれ注意報	なだれ注意報はなだれによる災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。山などの斜面に積もった雪が崩落することによる人や建物の被害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。	着氷注意報	着氷注意報は、著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。具体的には、水蒸気や水しぶきの付着・凍結による通信線・送電線の断線、船体着氷による転覆・沈没等の被害が発生するおそれのあるときに発表します。	着雪注意報	着雪注意報は、著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。具体的には、雪が付着することによる電線等の断線
種類	概要																																						
高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。																																						
高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。																																						
レベル2 氾濫注意報	レベル2 氾濫注意報は、氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合や、避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれない場合に発表します。																																						
レベル2 大雨注意報	レベル2 大雨注意報は、表面雨量指数、流域雨量指数またはその両方を組み合わせた基準のいずれかがレベル2 大雨注意報の基準値に到達することが予想される場合に発表します。																																						
レベル2 土砂災害注意報	レベル2 土砂災害注意報は、60 分雨量及び土壌雨量指数の組み合わせがレベル2 土砂災害注意報の基準値に到達することが予想される場合に発表します。																																						
レベル2 高潮注意報	レベル2 高潮注意報は、水位又は潮位がレベル4 高潮危険警報の基準値に到達することが予想される場合に発表（基準値に到達することが予想される場合に、おおむね18時間前までに発表）します。																																						
大雪注意報	大雪注意報は、降雪や積雪による住家等の被害や交通障害など、大雪により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。																																						
強風注意報	強風注意報は、強風により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。																																						
風雪注意報	風雪注意報は、雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。強風による災害のおそれに加え、強風で雪が舞って視界が遮られることによる災害のおそれについても注意を呼びかけます。ただし「大雪＋強風」の意味ではなく、大雪により災害が発生するおそれがあると予想したときには大雪注意報を発表します。																																						
波浪注意報	波浪注意報は、高波による遭難や沿岸施設の被害など、災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。																																						
雷注意報	雷注意報は、落雷のほか、急な強い雨、竜巻等の突風、降ひょうといった積乱雲の発達に伴い発生する激しい気象現象による人や建物への被害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。																																						
濃霧注意報	濃霧注意報は、濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。対象となる災害として、濃い霧により見通しが悪くなることによる交通障害等の災害があげられます。																																						
乾燥注意報	乾燥注意報は、空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。具体的には、大気の乾燥により火災・延焼等が発生する危険が大きい気象条件を予想した場合に発表します。																																						
なだれ注意報	なだれ注意報はなだれによる災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。山などの斜面に積もった雪が崩落することによる人や建物の被害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。																																						
着氷注意報	着氷注意報は、著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。具体的には、水蒸気や水しぶきの付着・凍結による通信線・送電線の断線、船体着氷による転覆・沈没等の被害が発生するおそれのあるときに発表します。																																						
着雪注意報	着雪注意報は、著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。具体的には、雪が付着することによる電線等の断線																																						

むかわ町地域防災計画（本 編）新旧対照表

頁	現 行 (令和7年6月)	修 正 (令和8年7月予定)	修正理由
23			

むかわ町地域防災計画（本 編）新旧対照表

頁

24

現 行（令和7年6月）

③ 防災気象情報と警戒レベル・警戒レベル相当情報との関係

警戒レベル

状況

住民が取るべき行動

行動を促す情報（避難情報等）

6

災害発生又は予想

命の危険
直ちに安全確保！

緊急安全確保
※避難指示が発令される

4

災害のおそれあり

危険な場所から全員避難

避難指示
※避難指示が発令される

3

災害のおそれあり

危険な場所から高齢者等は避難

高齢者等避難
※避難指示が発令される

2

高潮警報発令

自らの避難行動を確認する

洪水、大雨、高潮注意警報

1

今後注意を要する

災害への心構えを伝える

早期注意情報

警戒レベル相当情報

5

危険発生情報
【危険度分布：黒】
【土砂災害警報】※

4

危険発生情報
【危険度分布：赤】
【土砂災害警報】※

3

危険発生情報
【危険度分布：赤】
【土砂災害警報】※

2

危険発生情報
【危険度分布：黄】
【土砂災害警報】※

1

危険発生情報
【危険度分布：黄】
【土砂災害警報】※

洪水等に関する情報

水位情報がある場合
【下流、沿岸部利用の注意】※

水位情報がない場合
【下流、沿岸部利用の注意】※

内水氾濫に関する情報
【下流、沿岸部利用の注意】※

土砂災害に関する情報
【下流、沿岸部利用の注意】※

高潮に関する情報
【下流、沿岸部利用の注意】※

大規模特別警報（洪水等）※

大規模特別警報（土砂災害）※

大規模特別警報（高潮）※

大規模特別警報（土砂災害）※

大規模特別警報（高潮）※

早期注意情報（土砂災害）※

早期注意情報（高潮）※

早期注意情報（土砂災害）※

早期注意情報（高潮）※

早期注意情報（土砂災害）※

早期注意情報（土砂災害）※

早期注意情報（高潮）※

早期注意情報（土砂災害）※

早期注意情報（高潮）※

早期注意情報（土砂災害）※

修正（令和8年7月予定）

③ 防災気象情報と警戒レベル

5段階の警戒レベルと防災気象情報

気象状況

気象庁等の情報

市町村の対応

住民がとるべき行動

警戒レベル

5

レベル5特別警報
【土砂災害】※

緊急安全確保
※避難指示が発令される

命の危険 直ちに安全確保！
※避難指示が発令される

4

レベル4危険警報

避難指示
第4次防災体制
【災害対策本部設置】※

危険な場所から全員避難
※避難指示が発令される

3

レベル3警戒

高齢者等避難
第3次防災体制
【土砂災害警報が発令される】※

危険な場所から高齢者等は避難
※避難指示が発令される

2

レベル2注意

第2次防災体制
【土砂災害警報が発令される】※

自らの避難行動を確認
※避難指示が発令される

1

レベル1注意

第1次防災体制
【土砂災害警報が発令される】※

災害への心構えを伝える

早期注意情報（土砂災害）※

早期注意情報（高潮）※

早期注意情報（土砂災害）※

早期注意情報（高潮）※

早期注意情報（土砂災害）※

修正理由

新たな防災気象情報変更に併せた修正

27

2 キキクル（危険度分布）等
キキクル等の種類と概要

(新設)

(新設)

27

2 キキクル（危険度分布）等
キキクル等の種類と概要

大雨キキクル

大雨に関する情報が発表された際に、危険度が上がっている地域を確認することができる。

修正理由

新たな防災気象情報変更に併せた修正

30

(4) 記録的短時間大雨情報(略)
土砂キキクル(危険度分布) <https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land>
[新設]
浸水キキクル(危険度分布) <https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund>
洪水キキクル(危険度分布) <https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood>

30

(4) 記録的短時間大雨情報(略)
土砂キキクル(危険度分布) <https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land>
大雨キキクル(危険度分布) <https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:heavyrain>
浸水キキクル(危険度分布) <https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund>
洪水キキクル(危険度分布) <https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood>

修正理由

新たな防災気象情報変更に併せた修正

32

第4章 災害予防計画

(略)

なお、町は、町の地域において災害が発生するおそれのある区域（以下「災害危険区域」という。）を把握し、警戒避難体制の整備等を行うとともに、町及び防災関係機関は、**災害危険区域**における**災害予防策を講じるものとする。**

32

第4章 災害予防計画

(略)

なお、町は、町の地域において災害が発生するおそれのある区域（以下「災害危険区域」という。）**及び災害時孤立地区**を把握し、警戒避難体制の整備等を行うとともに、町及び防災関係機関は、**これらの地域における備蓄や資機材の整備、訓練の実施など事前防災に取り組むものとする。**

修正理由

北海道地域防災計画の修正に伴う修正

36

第2節 防災訓練計画

(略)

第2 町が主唱する訓練

次の訓練については、町が主唱し実施する。

(1) 鶴川地区防災訓練及び穂別地区防災訓練

地震・津波災害、風水害、土砂災害等を想定した避難対策活動、応急対策活動等を中心に総合的に実施する。

(2) 鶴川むかわ町水害タイムラインに係る訓練

鶴川はむかわ町水害タイムラインの運用の習熟を目的に実施する。
(新設)

36

第2節 防災訓練計画

(略)

第2 町が主唱する訓練

次の訓練については、町が主唱し実施する。

(1) 鶴川地区防災訓練及び穂別地区防災訓練

地震・津波災害、風水害、土砂災害等を想定した避難対策活動、応急対策活動等を中心に総合的に実施する。

(2) 鶴川むかわ町水害タイムラインに係る訓練

鶴川はむかわ町水害タイムラインの運用の習熟を目的に実施する。

(3) 防災関連システムの操作習熟訓練

修正理由

北海道地域防災計画の修正に伴う修正

むかわ町地域防災計画（本 編）新旧対照表

頁	現 行 (令和7年6月)	修 正 (令和8年7月予定)	修正理由
37	第3節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画 町及び関係機関は、災害時において住民の生活を確保するための食料その他の物資の確保、及び災害発生時における応急対策活動を円滑に行うための防災資機材等の整備に努めるとともに、地域内の備蓄物資や物資拠点について物資調達・輸送調整等支援システムにあらかじめ登録し、供給事業者の保有量と併せ、備蓄量等の把握に努める。 その際、要配慮者向けの物資等の確保に努めるものとする。 また、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。 (略) 第2 防災資機材の整備 町及び関係機関は、災害時に必要とされる資機材の整備充実を図るとともに、非常用発電機の整備のほか、積雪・寒冷期において発生した場合の対策として、暖房器具・燃料等の整備に努めるものとする。	第3節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画 町及び関係機関は、災害時において住民の生活を確保するための食料その他の物資の確保、及び災害発生時における応急対策活動を円滑に行うための防災資機材等の整備に努めるとともに、地域内の備蓄物資や物資拠点について新物資システム（B－P L o）にあらかじめ登録し、供給事業者の保有量と併せ、備蓄量等の把握に努める。 その際、要配慮者、女性、子ども向けの物資等の確保に努めるものとする。 また、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。 (略) 第2 防災資機材の整備 町及び関係機関は、災害時に必要とされる資機材の整備充実を図るとともに、非常用発電機の整備のほか、暑熱期や積雪・寒冷期において発生した場合の対策として、冷暖房器具・燃料等の整備に努めるものとする。	北海道地域防災計画の修正に伴う修正
39	第4節 相互応援（受援）体制整備計画 (略) 第3 災害時におけるボランティア活動の環境整備 (新設) 1 町は、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携についても検討するものとする。 (新設) 2 (略) 3 (略) 4 (略)	第4節 相互応援（受援）体制整備計画 (略) 第3 災害時におけるボランティア活動の環境整備 1 町は、広報活動、啓発活動等を通じて、ボランティアによる防災活動に関する事業者及び住民の関心と理解を深めるとともに、休暇の取得の促進その他のボランティアによる防災活動への参加の促進を図るものとする。 2 町は、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携についても検討するものとする。 3 町は、避難生活支援リーダー／サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努めるものとする。 4 (略) 5 (略) 6 (略)	北海道地域防災計画の修正に伴う修正
40	第5節 自主防災組織の育成等に関する計画 (略) 第1 地域住民による自主防災組織 町は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、消防団と連携を行い、初期消火活動や救出・救護活動をはじめ、要配慮者の避難の誘導等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。 (略) 第4 自主防災組織の活動 (略)	第5節 自主防災組織の育成等に関する計画 (略) 第1 地域住民による自主防災組織 町は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、消防団と防災士、要配慮者に日頃から関わる福祉関係者等の多様な主体と連携を行い、初期消火活動や救出・救護活動をはじめ、要配慮者の避難の誘導等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。 (略) 第4 自主防災組織の活動 (略)	北海道地域防災計画の修正に伴う修正
41	(5) 指定避難所の運営 (略) こうした避難所運営体制を発災後速やかに確立し、円滑に運営するため、日頃から役割・手順などの習熟に努める。	(5) 指定避難所の運営 (略) こうした避難所運営体制を発災後速やかに確立し、円滑に運営するため、日頃から避難所運営ゲーム（HUG）北海道2025（D oはぐ）等を活用するなど、役割・手順などの習熟に努める。	北海道地域防災計画の修正に伴う修正

むかわ町地域防災計画（本 編）新旧対照表

頁	現 行 (令和7年6月)	修 正 (令和8年7月予定)	修正理由
42	第6節 避難体制整備計画 (略) 7 町及び道は、観光施設を通じ、観光客に災害発生時における避難等の措置について情報提供できるよう体制を構築する。 8～10 (略) (新設)	第6節 避難体制整備計画 (略) 7 町及び道は、北海道運輸局、公共交通機関、観光協会及び観光施設等と連携し、観光客に災害発生時における避難等の措置について情報提供できるよう体制を構築する。 8～10 (略) 11 町は、災害の態様により、自主避難者が発生することを想定し、必要に応じて自主避難所の開設や公共施設等での一時収容等を行うことができるよう、体制の構築に努めるものとする。	北海道地域防災計画の修正に伴う修正
44	第3 避難所の確保等 (略) 8 町は在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。	第3 避難所の確保等 (略) 8 町は、指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付けられた避難所についてもあらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。	北海道地域防災計画の修正に伴う修正
45	9 (略) (新設) 第4 町における避難計画の策定等 1 避難指示等の具体的な発令基準の策定及び住民等への周知 町長は、適時・適切に避難指示等を発令するため、あらかじめ避難指示等の具体的な判断基準（発令基準）を策定するものとする。 また、住民等の迅速かつ円滑な避難を確保するため、避難指示等の意味と内容の説明、避難すべき区域や避難指示等の判断基準（発令基準）について、日頃から住民等への周知に努めるものとする。 そして、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、庁内をあげた体制の構築に努めるものとする。 また、道は市町村に対し、避難指示等の発令基準の策定を支援するなど、市町村の防災体制確保に向けた支援を行うものとする。 2 防災マップ・ハザードマップ・Web ハザードマップ等の作成及び住民等への周知 市町村長は、住民等の円滑な避難を確保するため、浸水想定区域など、災害発生時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路等、必要となる事項を記載した防災マップ、ハザードマップ・Web ハザードマップ等を作成し、印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 3 町の避難計画 (略)	9 (略) 10 町は、地域で想定される被害と地域の実情を考慮の上、避難所の備蓄物資の量や品目等を検討し、開設当初から避難所を円滑に運営できるよう努めることとする。 第4 町における避難計画の策定等 1 避難指示等の具体的な発令基準の策定及び住民等への周知 町長は、適時・適切に避難指示等を発令するため、あらかじめ避難指示等の具体的な判断基準（発令基準）を策定するものとする。 また、住民等の迅速かつ円滑な避難を確保するため、避難指示等の意味と内容の説明、避難すべき区域や避難指示等の判断基準（発令基準）、住民への伝達方法について、日頃から住民等への周知に努め、これらは防災部局以外の職員も含め定期的に確認するものとする。 そして、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、庁内をあげた体制の構築に努めるものとする。 また、道は市町村に対し、避難指示等の発令基準の策定を支援するなど、市町村の防災体制確保に向けた支援を行うものとする。 2 防災マップ・ハザードマップ・Web ハザードマップ等の作成及び住民等への周知 市町村長は、住民等の円滑な避難を確保するため、浸水想定区域など、災害発生時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路等、必要となる事項を、あらゆる主体に「わかる・伝わる」よう配慮して記載した防災マップ、ハザードマップ・Web ハザードマップ等を作成し、印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 3 町の避難計画 (略) 4 指定緊急避難場所における対応 町は、指定緊急避難場所における避難者支援を適切に行えるよう、避難計画などにおいて、避難者の状況把握方法や指定避難所への移動方法等についてあらかじめ定めるなどし、必要な体制を整備しておくよう努めるものとする。 また、町は、すぐには指定避難所等へ移動することができない場合も想定し、避難者の熱中症対策及び防寒対策として、必要な備蓄品を可能な限り備えておくよう努めるものとする。 5 避難所運営	北海道地域防災計画の修正に伴う修正
46	(新設) 4 避難所運営	4 指定緊急避難場所における対応 町は、指定緊急避難場所における避難者支援を適切に行えるよう、避難計画などにおいて、避難者の状況把握方法や指定避難所への移動方法等についてあらかじめ定めるなどし、必要な体制を整備しておくよう努めるものとする。 また、町は、すぐには指定避難所等へ移動することができない場合も想定し、避難者の熱中症対策及び防寒対策として、必要な備蓄品を可能な限り備えておくよう努めるものとする。 5 避難所運営	北海道地域防災計画の修正に伴う修正

むかわ町地域防災計画（本 編）新旧対照表

頁	現 行 (令和7年6月)	修 正 (令和8年7月予定)	修正理由
46	4 避難所運営 (新設) 第5 防災上重要な施設の管理等 1 学校、医療機関及び社会福祉施設の管理者は、主に次の事項に留意して予め避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。 (1) 避難の場所（指定緊急避難場所、指定避難所） (2) 経路 (3) 移送の方法 (4) 時期及び誘導並びにその指示伝達の方法 (5) 保健、衛生及び給食等の実施方法 (6) 暖房及び発電機の燃料確保の方法 2 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法等の関係法令などにに基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。 第6 公共用地等の有効活用への配慮	第5 災害時孤立地区対策 町は、災害により孤立地区が発生した場合、防災関係機関と連携して、救出救助等の応急対策活動が円滑に行えるよう、予め孤立が予想される地区の地区名、地区人口、避難所の有無などの情報を共有し、不断に更新に努めるものとする。 第6 防災上重要な施設の管理等 1 学校、医療機関及び社会福祉施設の管理者は、主に次の事項に留意して予め避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。 (1) 避難の場所（指定緊急避難場所、指定避難所） (2) 経路 (3) 移送の方法 (4) 時期及び誘導並びにその指示伝達の方法 (5) 保健、衛生及び給食等の実施方法 (6) 冷暖房及び発電機の燃料確保の方法 2 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法等の関係法令などにに基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。 第7 公共用地等の有効活用への配慮	北海道地域防災計画の修正に伴う修正 カムチャツカ半島付近の地震を踏まえた修正
47	第7節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画 災害時における要配慮者の安全の確保等については、本計画の定めるところによる。 第1 安全対策 災害時には、特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等が、被害を受けやすい、情報を入手しにくい、避難所における良好な環境を得にくいなどの状況におかれる場合が見られることから、道、市町村及び社会福祉施設等の管理者は、これら要配慮者の安全の確保等を図るため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から要配慮者の実態把握、緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努める。	第7節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画 災害時における要配慮者の安全の確保等については、本計画の定めるところによる。 第1 安全対策 災害時には、特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等が、被害を受けやすい、情報を入手しにくい、避難所における良好な環境を得にくいなどの状況におかれる場合が見られることから、道、市町村及び社会福祉施設等の管理者は、これら要配慮者の安全の確保等を図るため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から要配慮者の実態把握、緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備、制度の周知・啓発等に努める。	北海道地域防災計画の修正に伴う修正
50	第8節 情報収集・伝達体制整備計画 (略) 第2 町及び防災関係機関 (新設) 1 (略) 2 (略) 3 (略) 4 (略) 5 (略) 6 (略)	第8節 情報収集・伝達体制整備計画 (略) 第2 町及び防災関係機関 1 町は、別に定める「災害情報等報告取扱要領」に基づき、道へ災害情報を報告する体制を平時から確保するよう努めるものとする。体制の確保にあたっては、防災部局以外の職員も含めて北海道防災情報システムに入力できる体制を構築し、同システムを活用した訓練を定期的実施することとする。 2 (略) 3 (略) 4 (略) 5 (略) 6 (略) 7 (略)	北海道地域防災計画の修正に伴う修正

むかわ町地域防災計画（本 編）新旧対照表

頁	現 行 (令和7年6月)	修 正 (令和8年7月予定)	修正理由																																								
55	第11節 水害予防計画 (略) 第3 予報及び警報 1 水防活動用気象等警報及び注意報 水防活動の利用に適合する注意報及び警報は、次の表の左欄に掲げる種類ごとに、同表の右欄に掲げる注意報、警報及び特別警報により代行する。 その種類は次のとおりであり、伝達は、次の系統により行う。 (1) 種類 <table><tr><td>水防活動用気象注意報</td><td>大雨注意報</td></tr><tr><td>水防活動用気象警報</td><td>大雨警報</td></tr><tr><td></td><td>大雨特別警報</td></tr><tr><td>水防活動用高潮注意報</td><td>高潮注意報</td></tr><tr><td>水防活動用高潮警報</td><td>高潮警報</td></tr><tr><td></td><td>高潮特別警報</td></tr><tr><td>水防活動用洪水注意報</td><td>洪水注意報</td></tr><tr><td>水防活動用洪水警報</td><td>洪水警報</td></tr><tr><td>水防活動用津波注意報</td><td>津波注意報</td></tr><tr><td>水防活動用津波警報</td><td>津波警報</td></tr><tr><td></td><td>大津波警報</td></tr></table>	水防活動用気象注意報	大雨注意報	水防活動用気象警報	大雨警報		大雨特別警報	水防活動用高潮注意報	高潮注意報	水防活動用高潮警報	高潮警報		高潮特別警報	水防活動用洪水注意報	洪水注意報	水防活動用洪水警報	洪水警報	水防活動用津波注意報	津波注意報	水防活動用津波警報	津波警報		大津波警報	(略) 第3 水防警報 1 水防警報の基礎知識 (1) 種類と発表基準 <table><tr><td>待機</td><td>出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、または、水防機関の出動時間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。</td><td>気象予警報等及び河川状況等により必要と認めるとき。</td></tr><tr><td>準備</td><td>水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。</td><td>雨量、水位、流量とその他河川状況により必要と認めるとき。</td></tr><tr><td>出動</td><td>水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。</td><td>氾濫注意情報等により、または、水位、流量その他河川状況により、氾濫注意水位を超えるおそれがあるとき。</td></tr><tr><td>警戒</td><td>出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・法崩・亀裂等河川の状態を示しその対応策を指示するもの。</td><td>氾濫警戒情報等により、または、既に氾濫注意水位を超え、災害の起こるおそれがあるとき。</td></tr><tr><td>解除</td><td>水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。</td><td>氾濫注意水位以下に下降したとき、または水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。</td></tr><tr><td colspan="3">地震による堤防の漏水、沈下の場合、津波の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。</td></tr></table>	待機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、または、水防機関の出動時間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予警報等及び河川状況等により必要と認めるとき。	準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他河川状況により必要と認めるとき。	出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意情報等により、または、水位、流量その他河川状況により、氾濫注意水位を超えるおそれがあるとき。	警戒	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・法崩・亀裂等河川の状態を示しその対応策を指示するもの。	氾濫警戒情報等により、または、既に氾濫注意水位を超え、災害の起こるおそれがあるとき。	解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位以下に下降したとき、または水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。	地震による堤防の漏水、沈下の場合、津波の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。			新たな防災気象情報変更に併せた修正
水防活動用気象注意報	大雨注意報																																										
水防活動用気象警報	大雨警報																																										
	大雨特別警報																																										
水防活動用高潮注意報	高潮注意報																																										
水防活動用高潮警報	高潮警報																																										
	高潮特別警報																																										
水防活動用洪水注意報	洪水注意報																																										
水防活動用洪水警報	洪水警報																																										
水防活動用津波注意報	津波注意報																																										
水防活動用津波警報	津波警報																																										
	大津波警報																																										
待機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、または、水防機関の出動時間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予警報等及び河川状況等により必要と認めるとき。																																									
準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他河川状況により必要と認めるとき。																																									
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意情報等により、または、水位、流量その他河川状況により、氾濫注意水位を超えるおそれがあるとき。																																									
警戒	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・法崩・亀裂等河川の状態を示しその対応策を指示するもの。	氾濫警戒情報等により、または、既に氾濫注意水位を超え、災害の起こるおそれがあるとき。																																									
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位以下に下降したとき、または水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。																																									
地震による堤防の漏水、沈下の場合、津波の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。																																											
57	2 指定河川洪水予報 河川の増水や氾濫などに対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川（以下「洪水予報河川」という。）について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報。警戒レベル2～5に相当する。 また、国土交通省と共同で指定河川洪水予報を実施する鶴川においては、大雨特別警報の警報等への切替時に、それ以降に河川氾濫の危険性が高くなると予測した場合には、臨時の指定河川洪水予報を発表する。	2 指定河川洪水予報 河川の増水や氾濫などに対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川（以下「洪水予報河川」という。）について、区間を決めて水位又は流量を示して発表するレベル2氾濫注意報・レベル3氾濫警報・レベル4氾濫危険警報・レベル5氾濫特別警報／氾濫発生情報の4つがあり、河川名を付して「鶴川レベル2氾濫注意報」「鶴川レベル3氾濫警報」のように発表します。指定河川洪水予報は気象庁が発表する一般向けの氾濫に関する警報等としても扱い、レベル5氾濫特別警報とレベル5氾濫発生情報は一体的に発表されます。 また、国土交通省と共同で指定河川洪水予報を実施する鶴川においては、レベル5氾濫特別警報の警報等への切替時に、それ以降に河川氾濫の危険性が高くなると予測した場合には、臨時の指定河川洪水予報を発表する。	新たな防災気象情報変更に併せた修正																																								

むかわ町地域防災計画（本 編）新旧対照表

頁	現 行 (令和7年6月)				修 正 (令和8年7月予定)				修正理由
58	(2) 種類及び発表基準				(2) 種類及び発表基準				新たな防災気象情報変更に伴った修正
(新規)	洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要がある。	警戒レベル5相当	レベル5 氾濫特別警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要がある。		
		氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。 危険な場所からの避難が必要とされる。	警戒レベル4相当	レベル4 氾濫危険警報	氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。 危険な場所からの避難が必要とされる。		
		氾濫警戒情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる。	警戒レベル3相当	レベル3 氾濫警報	氾濫警戒情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる。		
	洪水注意報	氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる	警戒レベル2相当	レベル2 氾濫注意報	氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる		

むかわ町地域防災計画（本 編）新旧対照表

頁	現 行 (令和7年6月)	修 正 (令和8年7月予定)	修正理由
70	第16節 土砂災害の予防計画 (略) 5 土砂災害警戒情報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するとともに、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令単位として事前に設定するものとする。また、避難指示等は、土砂災害の危険度分布（土砂キキクル（大雨警戒（土砂災害）の危険度分布）及び土砂災害危険度情報）において危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域等に発令することを基本とする。	第16節 土砂災害の予防計画 (略) 5 土砂災害警報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するとともに、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令単位として事前に設定するものとする。また、避難指示等は、土砂災害の危険度分布（土砂キキクル（土砂災害警報の危険度分布）及び土砂災害危険度情報）において危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域等に発令することを基本とする。	新たな防災気象情報変更に併せた修正
77	第5章 災害応急対策計画 (略) また、その実施に当たっては、要配慮者に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応するものとする。 なお、災害応急対策実施責任者は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。 第1節 災害情報収集・伝達計画 (略) 2 町長は、気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等及び災害情報等の取扱いを定め、災害の発生等緊急事態に対処する体制を整備するとともに、災害情報等連絡責任者を定めておくものとする。	第5章 災害応急対策計画 (略) また、その実施に当たっては、要配慮者に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応するものとする。 なお、災害応急対策実施責任者は、災害応急対策に従事する者の健康管理等を徹底し、安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。 第1節 災害情報収集・伝達計画 (略) 2 町長は、気象等特別警報・危険警報・警報・注意報並びに情報等及び災害情報等の取扱いを定め、災害の発生等緊急事態に対処する体制を整備するとともに、災害情報等連絡責任者を定めておくものとする。	北海道地域防災計画の修正に伴う修正
84	第3節 災害広報・情報提供計画 (略) 〔新設〕	第3節 災害広報・情報提供計画 (略) 第4 偽・誤情報対策 町は、偽情報・誤情報が拡散されていることが確認された場合、報道機関をはじめ、関係機関と連携し、注意喚起を行うとともに、正確な情報の発信等に努めることとする。	北海道地域防災計画の修正に伴う修正
89	第4節 避難対策計画 (略) 第7 被災者の受入れ及び生活環境の整備 町は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無に関わらず適切に受け入れることとする。 災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、町があらかじめ作成した避難所マニュアルを踏まえ、速やかな指定避難所の供与、避難所における安全性や良好な居住性の確保及び福祉的な支援の充実に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 また、指定避難所に滞在する被災者、やむを得ない理由により指定避難所に滞在することができない被災者のいずれに対しても、必要となる生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、被災者支援に係る情報提供、保健師・福祉関係者間との連携した状況把握など、被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。	第4節 避難対策計画 (略) 第7 被災者の受入れ及び生活環境の整備 町は、避難所が誰もが安心して快適に過ごすことができ、被災者の健康を守り、その後の生活再建への活力を支える場所となるよう、良好な生活環境を確保するよう努めるものとする。特に、要配慮者の個々のニーズに応じた支援が差別なく行えるよう、その運営及び資機材。情報提供の方法等に配慮する。 町は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無に関わらず適切に受け入れることとする。 災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、町があらかじめ作成した避難所マニュアルを踏まえ、速やかな指定避難所の供与、避難所における安全性や良好な居住性の確保及び福祉的な支援の充実に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 また、指定避難所に滞在する被災者、やむを得ない理由により指定避難所に滞在することができない被災者のいずれに対しても、必要となる生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、被災者支援に係る情報提供、保健師・福祉関係者間との連携した状況把握など、被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。	北海道地域防災計画の修正に伴う修正

むかわ町地域防災計画（本 編）新旧対照表

頁	現 行 (令和7年6月)	修 正 (令和8年7月予定)	修正理由
89	第8 指定緊急避難場所の開設 町は、災害時は、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。 (新設)	第8 指定緊急避難場所の開設 1 町は、災害時は、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。 2 指定緊急避難場所は、住民等が緊急的に避難する施設又は場所であり、特に屋外となる場所では、避難者を指定避難所等へ移動させる必要があるため、市町村は、指定緊急避難場所の状況を把握し、指定避難所等へ誘導するなど、避難者の安全確保を図るものとする。	北海道地域防災計画の修正に伴う修正
90	第9 指定避難所の開設 (略) 8 町は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に道に報告し、道は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。	第9 指定避難所の開設 (略) 8 町は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等とともに、指定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所 I Dを適切に道に報告し、道は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。	
	第10 指定避難所等の運営管理等 (略) (新設)	第10 指定避難所等の運営管理等 (略) 6 町は、国のデータベースを活用して災害時に活用可能なキッチンカー、トイレカー、トレーラーハウス等を調達するなど、指定避難所等の生活環境の整備に努める。	北海道地域防災計画の修正に伴う修正
91	6 (略) 7 町は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。	7 (略) 8 町は、指定避難所等の運営における女性や子育て家庭の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等への配慮や子ども・若者の居場所の確保に努めるものとする。特に、女性専用の更衣室、物干し場、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所等における安全性の確保、キッズスペースや学習スペースの設置など女性や子育て家庭、子ども・若者のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。	
	8 町は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。	9 町は、指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。	北海道地域防災計画の修正に伴う修正
92	9 (略) 10 (略) 11 (略) 12 (略) 13 (略) 14 (略) 15 (略) 16 (略) 17 (略) 18 (略) 第11 広域避難 5 関係機関の連携 (新設)	10 (略) 11 (略) 12 (略) 13 (略) 14 (略) 15 (略) 16 (略) 17 (略) 18 (略) 19 (略) 第11 広域避難 5 関係機関の連携 (8) 町は、広域避難の受入先の市町村との間で、被災者に関する情報の共有を確実に行うものとする。また、受入先の市町村は、受け入れた被災者に対し、必要な支援情報を提供するものとする。	
	(2) (略)		北海道地域防災計画の修正に伴う修正

むかわ町地域防災計画（本 編）新旧対照表

頁	現 行 (令和7年6月)	修 正 (令和8年7月予定)	修正理由
93	第12 広域一時滞在 1 道内における広域一時滞在 (略) (新設) (5) (略) (6) (略) (7) 知事は、上記(1)に基づく町長からの助言の求めがあった場合には、被災住民の広域一時滞在が円滑に行われるよう調整するとともに、この場合において、必要に応じ上記(2)から(6)により協議元市町村長又は協議先市町村が行うこととされている協議、通知および公示を代わって実施することができるものとする。 (8) (略)	第12 広域一時滞在 1 道内における広域一時滞在 (略) (5) 町は、広域一時滞在の受入先の市町村との間で、被災者に関する情報の共有を確実に行うものとする。また、受入先の市町村は、受け入れた被災者に対し、必要な支援情報を提供するものとする。 (6) (略) (7) (略) (8) 知事は、上記(1)に基づく町長からの助言の求めがあった場合には、被災住民の広域一時滞在が円滑に行われるよう調整するとともに、この場合において、必要に応じ上記(2)から(7)により協議元市町村長又は協議先市町村が行うこととされている協議、通知および公示を代わって実施することができるものとする。 (9) (略)	北海道地域防災計画の修正に伴う修正
108	第13節 交通応急対策計画 (略) 第1 交通応急対策の実施 発災後の道路啓開、応急復旧を迅速に行うため、関係機関及び道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するなど事前の備えを推進する。 道路啓開については、北海道道路啓開計画【第2版】(令和4年12月北海道道路啓開計画検討協議会)に基づき実施する。 なお、道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。	第13節 交通応急対策計画 (略) 第1 交通応急対策の実施 自然災害発災後の道路啓開、応急復旧を迅速に行うため、関係機関及び道路管理者相互の連携の下、道路法等に基づき、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するとともに、定期的な見直しを行い、事前の備えを推進する。 道路啓開については、北海道道路啓開計画【第2版】(一部改訂) (令和6年12月北海道道路啓開計画検討協議会)に基づき実施する。 また、道路管理者等は、自転車やバイク、無人航空機等の多様な手段を活用するなどして被害状況を収集・把握するものとする。 なお、道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。	北海道地域防災計画の修正に伴う修正
110	第14節 輸送計画 災害時において、災害応急対策、復旧対策等に万全を期すため、住民の避難、災害応急対策要員の移送及び救援若しくは救助のための資機材、物資の輸送（以下「災害時輸送」という。）を迅速かつ確実に行うために必要な措置事項については、本計画の定めるところによる。 なお、国、道及び町は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。その際、道及び町は、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。 第1 輸送の方法 1 道路輸送 災害時輸送は一次的には町の所有する車両等を使用し、被災地までの距離、被害の状況等により、町の所有する台数で不足する場合は、他の関係機関に応援を要請し、又は民間の車両の借上げを行うなど、災害時輸送の万全を期する。	第14節 輸送計画 災害時において、災害応急対策、復旧対策等に万全を期すため、住民の避難、災害応急対策要員の移送及び救援若しくは救助のための資機材、物資の輸送（以下「緊急輸送」という。）を迅速かつ確実に行うために必要な措置事項については、本計画の定めるところによる。 なお、国、道及び町は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き、車両の手配及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるとともに、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。 また、災害時には、道は広域物資輸送拠点を、町は地域内輸送拠点を速やかに開設し、協定等に基づいて輸送拠点での物資の受入れ、車両の手配、輸送等を行う体制を速やかに整え、指定避難所等までの輸送手段を含めた体制を確保するものとする。 第1 輸送の方法 1 道路輸送 緊急輸送は一次的には町の所有する車両等を使用し、被災地までの距離、被害の状況等により、町の所有する台数で不足する場合は、他の関係機関に応援を要請し、又は民間の車両の借上げを行うなど、緊急輸送の万全を期する。	北海道地域防災計画の修正に伴う修正 北海道地域防災計画の修正に伴う修正

むかわ町地域防災計画（本 編）新旧対照表

頁	現 行 (令和7年6月)	修 正 (令和8年7月予定)	修正理由												
118	第19節 上下水道施設対策計画 (略) (新規)	第19節 上下水道施設対策計画 (略) 第3 上下水道一体での対応 水道事業者及び下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における上下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても上下水道の機能を維持するため、必要な資機材の整備等に努めるものとする。 また、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努めるものとする。さらに、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努めるものとする。 なお、応急復旧にあたっては、上下水道の構造等を勘案して、上下水道一体となって施設の機能を維持するために必要な応急措置を講ずるものとする。	北海道地域防災計画の修正に伴う修正												
131	第26節 文教対策計画 (略) 第2 家庭動物等の取扱い (略) (新設)	第26節 家庭動物等対策計画 (略) 第2 家庭動物等の取扱い (略) 3 大規模な災害が発生した場合、道は関係団体と締結している「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、速やかに被災状況等の情報を共有するとともに、広域的な対応が必要と判断した場合には、被災動物救護活動本部を設置する。	北海道地域防災計画の修正に伴う修正												
139	第34節 災害救助法の適用と実施 (略) 第4 救助の実施と種類 1 救助の実施と種類 知事は、救助法適用市町村に対し、同法に基づき次に掲げるもののうち、必要と認める救助を実施するものとする。 なお、知事は、町長が実施した方がより迅速に災害に対処できると判断される次に掲げる救助の実施について町長へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知により委任する。 <table><tr><td>救助の種類</td><td>主な対象者</td><td>実施者区分</td></tr><tr><td>(新設)</td><td></td><td></td></tr></table>	救助の種類	主な対象者	実施者区分	(新設)			第32節 災害救助法の適用と実施 (略) 第4 救助の実施と種類 1 救助の実施と種類 知事は、救助法適用市町村に対し、同法に基づき次に掲げるもののうち、必要と認める救助を実施するものとする。 なお、知事は、町長が実施した方がより迅速に災害に対処できると判断される次に掲げる救助の実施について町長へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知により委任する。 <table><tr><td>救助の種類</td><td>主な対象者</td><td>実施者区分</td></tr><tr><td>福祉サービスの提供</td><td>災害のため現に被害を受け、避難生活において配慮を必要とする災害時要配慮者（高齢者、障がい者、子ども、妊産婦その他の者）</td><td>道（但し、委任したときは市町村）</td></tr></table>	救助の種類	主な対象者	実施者区分	福祉サービスの提供	災害のため現に被害を受け、避難生活において配慮を必要とする災害時要配慮者（高齢者、障がい者、子ども、妊産婦その他の者）	道（但し、委任したときは市町村）	北海道地域防災計画の修正に伴う修正
救助の種類	主な対象者	実施者区分													
(新設)															
救助の種類	主な対象者	実施者区分													
福祉サービスの提供	災害のため現に被害を受け、避難生活において配慮を必要とする災害時要配慮者（高齢者、障がい者、子ども、妊産婦その他の者）	道（但し、委任したときは市町村）													

むかわ町地域防災計画（本 編）新旧対照表

頁	現 行 (令和7年6月)	修 正 (令和8年7月予定)	修正理由
175	第8章 事故災害対策計画 第7節 林野火災対策計画 (略) 第2 予防対策 1 実施事項 林野火災発生原因のほとんどが人為的なものであることを踏まえ、国、道、町及び関係機関は次により対策を講ずるものとする。 (1) 町、北海道森林管理局、北海道 町、北海道森林管理局、北海道は、次の事項を実施するものとする。 ① (略) ② 火入対策 林野火災危険期間（おおむね3月～6月。以下「危険期間」という。）中の火入れは極力避けるようにするとともに、火入れを行おうとする者に対して次の事項を指導する。 ア 森林法（昭和26年法律第249号）及びむかわ町火入れに関する条例（平成18年むかわ町条例第159号）の規定に基づく町長の許可を取得させ、火入れ方法を指導し、許可附帯条件を遵守させる。 イ 火災警報発令又は気象状況急変の際は、一切の火入れを中止させる。 ③ (略) (新設)	第8章 事故災害対策計画 第7節 林野火災対策計画 (略) 第2 予防対策 1 実施事項 林野火災発生原因のほとんどが人為的なものであることを踏まえ、国、道、町及び関係機関は次により対策を講ずるものとする。 (1) 町、北海道森林管理局、北海道 町、北海道森林管理局、北海道は、次の事項を実施するものとする。 ① (略) ② 火入対策 林野火災危険期間（おおむね3月～6月。以下「危険期間」という。）中の火入れは極力避けるようにするとともに、火入れを行おうとする者に対して次の事項を指導する。 ア 森林法（昭和26年法律第249号）及びむかわ町火入れに関する条例（平成18年むかわ町条例第159号）の規定に基づく町長の許可を取得させ、火入れ方法を指導し、許可附帯条件を遵守させる。 なお、許可した火入れの情報等を消防機関に共有するものとする。 イ 林野火災警報及び林野火災注意報の発表、火災警報の発令があった場合又は気象状況が急変した場合には、一切の火入れを中止させる。 ③ (略) ④ 防火林帯の整備 林野火災の発生又は拡大の危険性の高い地域においては、消火活動の円滑な実施のための防火林道や防火性のある樹種の植栽等による防火林帯の整備等の林野火災対策にも資する森林整備を進める。	道地域防災計画の修正に伴う修正
177	① 道 通報を受けた道は、直ちにこれを胆振総合振興局及び町へ通報するものとする。 ② 町 通報を受けた町は、消防機関へ通報するものとする。 また、町長は、通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条第3項の規定に基づき火災に関する警報を発することができる。 火災に関する警報を発した町は、消防機関、関係機関、一般住民等へ周知を図るものとする。 ③ 関係機関 火災に関する警報が発せられた場合に関係機関は、速やかに適切な措置を講じるものとする。	① 道 通報を受けた道は、直ちにこれを胆振総合振興局及び町へ通報するものとする。 ② 町 通報を受けた町は、消防機関へ通報するものとする。 また、町長は、通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法(昭和23年7月24日法律第186号)第22条第3項の規定に基づく火災に関する警報のうち、林野火災の予防を目的とした林野火災警報を発することができる。 火災に関する警報を発した町は、消防機関、関係機関、一般住民等へ周知を図るものとする。 ③ 関係機関 火災に関する警報が発せられた場合に関係機関は、速やかに適切な措置を講じるものとする。	道地域防災計画の修正に伴う修正

むかわ町地域防災計画（本 編）新旧対照表

頁	現 行 (令和7年6月)	修 正 (令和8年7月予定)	修正理由
177	第3 応急対策 1 情報通信 (1) (略) (2) 実施事項 ①～③ (略) (新設) (新設) ④ (略)	第3 応急対策 1 情報通信 (1) (略) (2) 実施事項 ①～③ (略) ④ 関係機関は、平時から災害時の情報通信手段の確保に努め、その整備・運用・管理に当たっては、山間地での利用を前提とした広範囲な情報連絡が可能な通信機器の整備を促進するものとする。 ⑤ 関係機関は、ヘリコプター及び無人航空機等による上空偵察、地上部隊からの活動報告及び監視設備等を活用し、夜間を含め刻々と変化する災害の状況を的確に把握するものとする。 ⑥ (略)	道地域防災計画の修正に伴う修正
178	4 消防活動 消防機関は、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消防活動を実施するものとする。 (1) 林野火災防御図の活用、適切な消火部隊の配置、森林愛護組合の出動協力等により、効果的な地上消火を行うものとする。 (2) 住家への延焼拡大の危険性がある場合、林野火災が広域化する場合等には、第5章第8節「ヘリコプター等活用計画」に定めるところによるヘリコプターの要請等により、空中消火を実施する。	4 消防活動 消防機関は、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消防活動を実施するものとする。 (1) 林野火災防御図の活用、適切な消火部隊の配置、森林愛護組合の出動協力等により、効果的な地上消火を行うものとする。 地上消火にあたっては、滑落や落石、火煙に囲まれる危険性等の山間地特有の安全管理を周知徹底するものとする。 また、長時間活動における熱中症対策や疲労管理にも配慮するものとする。 なお、鎮圧後においては、熱画像直視装置などにより警戒及び残火処理を徹底し、確実な鎮火を行うものとする。 (2) 住家への延焼拡大の危険性がある場合、林野火災が広域化する場合等には、第5章第8節「ヘリコプター等活用計画」に定めるところによるヘリコプターの要請等により、空中消火を実施する。 空中消火にあたっては、消防機関及び関係機関との情報共有を十分に行之い、連携の円滑化及び安全性の確保を図るものとする。 また、防災航空室による空中消火に必要な活動拠点、給水場所、燃料補給方法等について、消防機関及び関係機関が事前に調整を行うものとする。 なお、鎮圧後においては、空中からの熱源探査を徹底し、確実な鎮火確認を行うものとする。	道地域防災計画の修正に伴う修正
179	5 避難措置 町等各関係機関は、人命の安全を確保するため、第5章第4節「避難対策計画」に定めるところにより、必要な避難措置を実施するものとする。	5 避難措置 町等各関係機関は、人命の安全を確保するため、第5章第4節「避難対策計画」に定めるところにより、必要な避難措置を実施するものとする。 また町は、林野火災が急激に延焼拡大して避難指示等が広範囲となる場合があるため、避難行動要支援者の避難支援が適切に行われるよう十分配慮するものとする。	林野火災警報・注意報制度の新設による修正

むかわ町地域防災計画（本 編）新旧対照表

頁	現 行 (令和7年6月)	修 正 (令和8年7月予定)	修正理由
185	第9章 災害復旧・被災者援護計画 第2節 被災者援護計画 第1 罹災証明書の交付 1 町 (1) (略) (新設) (2) (略) (3) (略) (4) (略) (5) (略) 第2 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供 1 被災者台帳の作成 (1) 町長は、町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。 また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。 (2)～(4) (略)	第9章 災害復旧・被災者援護計画 第2節 被災者援護計画 第1 罹災証明書の交付 1 町 (1) (略) (2) 町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や不動産鑑定士や行政書士等の士業団体その他の民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。 (3) (略) (4) (略) (5) (略) (6) (略) 第2 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供 1 被災者台帳の作成 (1) 町長は、町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。 また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、国のクラウド型被災者支援システム等の被災者支援業務を支援するシステムを活用することなどを積極的に検討するものとする。 (2)～(4) (略)	道地域防災計画の修正に伴う修正
186	(新設)	第3 特別行政相談活動による被災者への情報提供 北海道管区行政評価局は、発災後速やかに被災者に情報提供ができるよう、道及び市町村と連携し、生活支援情報をまとめたガイドブックを作成するものとする。 また、発災後は、ガイドブックの避難所等への配付や災害専用フリーダイヤルの設置、被災者の相談にワンストップで対応する特別行政相談所の開設など、生活支援情報の提供や被災者からの相談に対応するものとする。	道地域防災計画の修正に伴う修正
187	第3 融資・貸付等による金融支援 (略) 第4 災害義援金の募集及び配分 (略)	第4 融資・貸付等による金融支援 (略) 第5 災害義援金の募集及び配分 (略)	

